

令和3年9月3日
土木部交通安全自転車課

世田谷区立レンタサイクルポート条例の一部を改正する条例

1 改正理由

区立レンタサイクルポートの定期利用料金の減免について、平成30年10月の生活保護基準の見直しにより、保護廃止となる者が引き続き特別区民税が非課税となる場合は、生活保護受給者に類するものとみなす旨の経過措置を附則で定めている。

このたび、令和3年9月30日をもって国の激変緩和期間が終了することから、区における経過措置を廃止するため、世田谷区立レンタサイクルポート条例の一部を改正する。

2 改正内容

区立レンタサイクルポートの利用料金の減免について、生活保護基準の見直しによる経過措置を定めた附則を削除するとともに、あわせて規定の整備を行う。

3 施行予定日

令和3年10月1日

4 条例改正新旧対照表

別紙のとおり

世田谷区立レンタサイクルポート条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立レンタサイクルポート条例 平成5年11月12日条例第53号</p> <p>改正</p> <p>平成8年3月13日条例第18号 《中略》 平成30年10月1日条例第67号 <u>令和3年〇月〇日条例第〇号</u></p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより利用料金を減額し、又は免除するものとする。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条に規定する保護その他これに類するものを受けている者が定期の利用をするとき。全額</p> <p>(2) 区、国、他の地方公共団体その他の官公署の職員が公務のためにレンタサイクルポートの利用をするとき。全額</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めた者が定期の利用をするとき。5割に相当する額 《中略》</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成6年1月規則第2号で、同6年1月10日から施行)ただし、世田谷区立桜上水南レンタサイクルポートの公用開始の日は、区長が別に定める。(平成6年3月1日=平成6年2月25日付 世田谷区告示第41号)</p>	<p>○世田谷区立レンタサイクルポート条例 平成5年11月12日条例第53号</p> <p>改正</p> <p>平成8年3月13日条例第18号 《中略》 平成30年10月1日条例第67号</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより利用料金を減額し、又は免除するものとする。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条に規定する保護その他これに類するものを受けている者が定期の利用をするとき。 全額</p> <p>(2) 区、国、他の地方公共団体その他の官公署の職員が公務のためにレンタサイクルポートの利用をするとき。 全額</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めた者が定期の利用をするとき。 5割に相当する額 《中略》</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成6年1月規則第2号で、同6年1月10日から施行)ただし、世田谷区立桜上水南レンタサイクルポートの公用開始の日は、区長が別に定める。(平成6年3月1日=平成6年2月25日付 世田谷区告示第41号)</p>

改正後	改正前
-----	-----

《削除》

《中略》

附 則 (令和3年〇月〇日条例第〇号)

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

《中略》

別表第2 (第15条関係)

利用期間の 単位	利用料金				
	区分	一般	学生等	障害者	学生等で

2 平成30年9月30日において生活保護法に基づく保護を受けていた者のうち、平成30年厚生労働省告示第317号による改正後の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）又は次に掲げる通知による改正後の生活保護の実施に関する処理基準により、同年10月1日以後に当該保護の廃止の決定を受け、かつ、特別区民税を課されていないものは、当分の間、第16条第1号の生活保護法第11条に規定する保護その他これに類するものを受けている者とみなす。

(1) 「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）（平成30年9月4日付厚生労働省発社援0904第3号厚生労働事務次官通知）

(2) 「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）（平成30年9月4日付社援発0904第1号厚生労働省社会・援護局長通知）

(3) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について（通知）（平成30年9月4日付社援保発0904第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

附 則（平成8年3月13日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、世田谷区立三軒茶屋北レンタサイクルポートの公用開始の日は、区長が別に定める。（平成8年5月1日＝平成8年6月10日付 世田谷区告示第165号）

《中略》

《中略》

別表第2 (第15条関係)

利用期間の 単位	利用料金				
	区分	一般	学生等	障害者	学生等で

改正後						改正前					
					ある障害者						ある障害者
定期	1月	3,000円	2,700円	1,500円	1,350円	定期	1月	3,000円	2,700円	1,500円	1,350円
日ぎめ	1回 <u>又は</u> <u>1日</u>	300円				日ぎめ	1回	300円			
備考						備考					
<p>1 この表において「学生等」とは、大学、高等学校、中学校、小学校その他の規則で定める学校に在学し、教育を受ける学生、生徒、児童等をいう。</p> <p>2 この表において「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者をいう。</p>						<p>1 この表において「学生等」とは、大学、高等学校、中学校、小学校その他の規則で定める学校に在学し、教育を受ける学生、生徒、児童等をいう。</p> <p>2 この表において「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者をいう。</p>					